

## 令和4年度旅行会社研修助成 実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、教育旅行を実施する旅行会社(旅行業法(昭和27年法律第239号)および旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)の規定による第一種旅行業または第二種旅行業の登録を有する者をいう。以下同じ。)が、自社の研修において本県での研修を組み込んだ場合に対し、助成金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

### (助成金の交付対象)

第2条 助成の対象となる研修は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 福井県内の宿泊施設に1泊以上すること。
- (2) 福井県内の施設の見学または体験を3つ以上実施すること。ただし、そのうち2つ以上は、福井県教育旅行ガイドブック「学び旅」に掲げる施設または体験とする。
- (3) 研修参加人数のうち3分の1以上は首都圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県および山梨県をいう。)からの参加者とする。
- (4) 研修の実施において、国、地方公共団体その他公共的団体等が実施する他の財政的支援を受けている、または受ける予定でないこと。

### (助成額)

第3条 本県での宿泊1泊につき1人10,000円を助成する。

- 2 助成は、1人につき20,000円を上限とし、1社の上限は、令和4年4月1日から令和5年3月15日までにおいて15人とする。
- 3 旅行会社研修助成金は、公益社団法人福井県観光連盟(以下「連盟」という。)の予算の範囲内で交付する。

### (交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、連盟に助成金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、研修を開始する15日前(15日前が土日祝日の場合は、直前の営業日)までに提出すること。申請前に行われた研修については、助成の対象としない。

### (交付の決定)

第5条 前項の申請があった場合、連盟はその内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定する。

(実績報告)

第6条 申請者は、研修が完了した場合、14日以内または令和5年3月17日のいずれか早い日までに、研修内容を記載した完了報告書(様式第2号)に関係書類を添えて、連盟に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第7条 申請者から前条の完了報告があった場合、連盟は検査を行い、適当と認めるときは助成金の額を確定し申請者に通知する。

(助成金の請求)

第8条 申請者は、前条の通知を受け取った後、助成金の請求書(様式第3号)を連盟に提出しなければならない。

2 連盟は、適切な請求書の提出があった場合、30日以内に助成金を支払うこととする。

(遂行状況の報告)

第9条 連盟は、交付決定を受けた者に対し、必要があると認める場合、助成事業の遂行の状況を報告させることとする。

2 前項の報告の結果、連盟が、視察が助成の要件を満たしていない、または視察の実施が困難であると認める場合は、交付決定を取り消すこととする。

(交付決定の取消)

第10条 連盟は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合、または助成の要件を満たしていないことが判明した場合は、交付決定を取り消す。

2 前項の交付決定の取消しがあった場合、既に連盟が旅行会社に支払った助成金については、旅行会社はこれを連盟に返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、連盟が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。